

平成22年12月9日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (9名)	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 教育長 吉田茂 会計管理者 鶴田直輝 総務課長 池田豪文 企画課長 北島徹 税務課長 白濱博己 住民課長 福島日出夫 健康増進課長 川原源弘 福祉課長 岡義行 建設課長 江崎文男 産業商工課長兼 渡邊昭秋 教育次長兼 農業委員会事務局長 生涯学習課長 鶴田良弘 教育課長兼 大隈忠義 文化課長 原田大介 子ども安全課長
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小野清人 議会事務局係長 石橋英次

議事日程 平成22年12月9日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 委員長報告 報告第6号
請願第3号 前牟田地区学習等施設及びその周辺等の改善について
- 日程第2 委員長報告 報告第7号
決算特別委員会審査報告について
- 日程第3 委員長報告 報告第8号
上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会調査報告について
- 追加日程第1 虚偽の陳述に対する告発の件
- 日程第4 討論・採決
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時33分 開議

○議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 委員長報告 報告第6号

○議長（吉富 隆君）

日程第1. 委員長報告、報告第6号 請願第3号 前牟田地区学習等施設及びその周辺等の改善について、これを議題といたします。

本件につきましては、振興常任委員長の報告を求めます。

○振興常任委員長（矢動丸博文君）

皆さんおはようございます。

それでは、請願書の報告を読み上げていたします。

報告第6号

平成22年12月9日

請 願 審 査 報 告 書

振興常任委員会

委員長 矢動丸 博 文

平成22年9月17日、第3回定例会において本委員会に付託された、請願書第3号について11月4日、本委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので、報告いたします。

記

1. 件名 請願第3号 前牟田地区学習等施設及びその周辺等の改善について
2. 審査結果 採 択
3. 主な意見 請願(1)の道路かさ上げは、周辺への影響調査を実施・検討し、地元との協議の上慎重に行うこと。
- また、事業費は、国の補助金、交付金等の利用を検討すること。
- 請願(2)から(5)については、行政と地元が協議され、解決すること。
-

以上です。

○議長（吉富 隆君）

委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することと決定いたしました。

日程第2 委員長報告 報告第7号

○議長（吉富 隆君）

日程第2. 委員長報告、報告第7号 平成21年度上峰町一般会計及び平成21年度各種特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたします。

本件については、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（岡 光廣君）

皆さんおはようございます。それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

報告第7号

平成22年12月9日

決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

決算特別委員会

委員長 岡 光 廣

平成22年9月17日の本会議において、本委員会に付託された議案第55号 平成21年度上峰町一般会計歳入歳出決算、議案第56号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第57号 平成21年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第58号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第59号 平成21年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算、議案第60号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、議案第61号 平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算、以上7議案の決算認定について、去る10月25日から11月5日までの5日間にわたり厳正なる審査を行い、監査委員の意見書及び執行部の内容説明を聞き、慎重な審査の結果、適正であることを認め全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程での意見及び要望等については以下のとおりでございます。

〔一般会計〕

(歳入について)

総務課

- ・災害時における住民への情報伝達方法を検討すべき。

企画課

- ・国有提供施設所在市町村助成交付金の算定は、増額となるよう防衛省に働きかけをすべき。

税務課

- ・不納欠損については極力発生しないよう注意し、差し押さえを行うなど努力すべき。
- ・徴収率は、100%へ近づくように努力すべき。
- ・佐賀県滞納整理推進機構が終了後の町の徴収体制の確立を図るべき。

住民課

- ・保育所負担金の滞納は、不納欠損とならないよう徴収に努力すべき。
- ・資源ごみ回収の金額を開示すべき。

建設課

- ・住宅使用料の滞納は、条例に基づき、保証人への催告や住宅の明け渡し請求等、収納対策に万全を期すべき。
- ・駐車場使用料の滞納は、規則の中で罰則規定を制定すべき。

教育課

- ・学校給食費徴収金（過年度分）は、不納欠損とならないよう努力をし、行方不明などやむを得ない事情のものについては、不納欠損として処理すべき。
- ・小学校のパソコン台数は、近隣町並みに整備すべき。

生涯学習課

- ・町民センターの利用者増対策を検討すべき。

(歳出について)

企画課

- ・鎮西山アスレチック広場東屋の水栓を利用できるよう検討すべき。

住民課

- ・環境美化推進委員手当は、区長の設置に関する規則との整合性を図るべき。

教育課

- ・学校管理費の消耗品費・光熱水費などは、なお一層の節減に努力すべき。
- ・学校給食の配膳は、受託側との協議をすべき。

生涯学習課

- ・補助金支出は、根拠を持って支出すべき。
- ・電気料500千円以上の施設は、軽減する機器があるので検討すべき。

福祉課

- ・福祉バスの修理経費負担は、契約書に金額を明示すべき。

文化課

- ・町内遺跡発掘受託事業は、委託者からの納付を確認してから作業に取りかかるべき。また、受託事業は極力一般財源からの持ち出しがないよう努めるべき。

〔土地取得特別会計〕

- ・土地開発基金の基金額は、改正をすべき。

〔国民健康保険特別会計〕

- ・国保税の収納率の向上に努力すべき。

〔農業集落排水特別会計〕

- ・維持管理は、使用料で賄えるように努力し、使用料の改定も検討すべき。

〔後期高齢者医療特別会計〕

- ・保険料の滞納は、不納欠損にならないよう努力すべき。

〔工業用地取得造成分譲特別会計〕

- ・用地へのアクセス道路は、拡幅を検討すべき。

以上が決算特別委員会審査報告書でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉富 隆君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第55号から議案第61号までの議案を一括して採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第55号 平成21年度上峰町一般会計歳入歳出決算及び議案第56号から議案第61号までの平成21年度各種特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第3 委員長報告 報告第8号

○議長（吉富 隆君）

日程第3. 委員長報告、報告第8号 上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会調査報告について、これを議題といたします。

本件については、調査特別委員会委員長の報告を求めます。

○調査特別委員長（井上正宣君）

報告第8号

上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会調査報告書

平成22年12月9日

上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等

調査特別委員会 委員長 井上正宣

1 調査特別委員会の設置

平成10年度実施の職員採用試験に係る作文原稿について「1行程度の作文が差し替えられている」との投書があり、平成22年3月8日本会議において、上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の調査に関する決議を議決し、議員9名全員による上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置した。平成22年3月8日から平成22年12月8日まで20回の審議を行った。

2 調査事件

(1)平成10年度実施の職員採用試験における作文試験用紙が、当時のものとは違い差し替えられた疑いがある。

(2)武廣町長が、葬式で電報として披露されている弔電が、電気通信事業法違反の疑いがある。

3 調査方法

(1)記録及び資料の提出

平成10年度以降職員採用試験に係る全資料の提出を受けた。

(2)証人喚問

喚問は、3月19日、3月30日、4月9日、5月6日、5月31日、7月14日・7月15日、10月12日、以上7回実施した。

4 調査経過

(1) 委員会開催状況

第1回（3月8日）

町執行部への要求資料について検討し、平成10年度以降の職員採用試験に係る書類を要求することで決定。当委員会は、秘密会により開催することも決定する。

第2回（3月12日）

疑問点のある平成10年実施の作文試験を調査する。当時、採用した町関係者を証人喚問することを決定。

第3回（3月15日）

証人喚問の日程を決定。

第4回（3月16日）

証人の決定及び喚問の内容を審議。

第5回（3月19日）

証人喚問。

第6回（3月30日）

証人喚問。

第7回（4月9日）

証人喚問。

第8回（4月22日）

これまでの経過及び今後の進め方を審議し、次回の証人について決定。

第9回（5月6日）

証人喚問。

第10回（5月21日）

証人喚問における意見の食い違いが論点となり、次回の証人について決定。

第11回（5月31日）

証人喚問。

第12回（6月23日）

秘密会をどのようにするのか審議。結果、次回から秘密会を解き、公開として証人喚問を行うことを決定。開催日、証人も決定。

第13回（7月14日・7月15日）

証人喚問。

第14回（8月2日）

証拠書類を鑑定依頼することを決定。鑑定内容は、用紙の年代特定及びメーカー名、作文原稿の汚れの特定、筆跡、筆記用具の特定、ホッチキスのずれの有無。

第15回（8月17日）

鑑定費用等について審議。

第16回（10月8日）

鑑定結果について審議。結果は、筆跡は、当人のものである。10枚つづりの用紙は、動いた形跡はない。紙の年代の特定はできなかった。紙の汚れについては、特定できなかった。この結果を踏まえて証人喚問を行うことを決定。

第17回（10月12日）

証人喚問。

第18回（10月18日）

鑑定費用について審議。偽証罪で告発することを全員賛成で決定。

第19回（11月1日）

紙質の年代の鑑定ができなかったことが懸念されていたが、佐賀県町村会が二次試験の作文用紙を作成、配布していることを確認。また、弁護士と確認した件を審議。

第20回（12月8日）

報告書の作成。弁護士との協議内容及び告発趣旨に関する審議。

(2) 証人喚問実施状況

第5回（3月19日）証人3名 大川紀男、八谷 保、橋本重雄

採用当時の町長、助役は、「平成10年度採用試験の作文試験において1行程度の作文があった」と証言された。試験が実施された当時の総務課長も同様の証言をされた。3名の証人すべてが同様な証言をされた。

第6回（3月30日）証人3名 高島希典、碓 勝征、古賀一守

試験が実施された当時の採点者でもあった町長、収入役、教育長の証言内容は、「1行程度の作文があったことは記憶にない」との証言だった。

第7回（4月9日）証人8名 大川紀男、荒木昌史、古賀一守、橋本重雄、江頭典雄、武廣勇平、鶴田良弘、鶴田直輝

「採用試験関連の書類の保管状況はどうだったのか」、「かぎの保管状況」等の証言を求めた。「採用試験当時は、1行程度の作文だった」、「平成17年中にも作文は、1行程度だった」との証言があった。

第9回（5月6日）証人5名 鶴田直輝、福島日出夫、池田豪文、江頭典雄、中村嘉彦

「かぎの保管状況」「書き換えをしたかどうか」「だれかに指示されたか」等の証言を求めた。「平成11年4月上旬ごろ書き直した」「橋本元総務課長に新しい紙に書き直しを命じられた」「採用試験時に書いた作文は短文であった」「自分の字に

似ているので自分が書いたものだろう」等の証言があった。

第11回（5月31日）証人5名 鶴田直輝、荒木昌史、橋本重雄、大川紀男、中村嘉彦

「書き直しの指示はしたのか」「平成17年には1行程度の作文が存在したのか」

「平成11年4月に書き直したのか」等の証言を求めた。

「書き直しを指示したという事実はない」「指示された」と相反する証言となった。

第13回（7月14日）証人9名 高島希典、碓 勝征、古賀一守、橋本重雄、鶴田良弘、

大川紀男、八谷 保、荒木昌史、鶴田直輝

前回同様の質疑答弁となった。

同 回（7月15日）証人9名 池田豪文、福島日出夫、日高泰明、江頭欣宏、江頭典雄、

武廣勇平、原 直弘、川原源弘、中村嘉彦

前回同様の質疑答弁となった。

第17回（10月12日）証人2名 橋本重雄、中村嘉彦

前回同様の質疑答弁となった。

5 調査結果

(1) 中村嘉彦証人の証言内容

委員会において、採用試験当時に作成した作文の量等について、あいまいな発言に終始していたものの、改変後の筆跡が自分のものであると認めた上で、書き換えたとの証言を行った。

(2) 中村嘉彦証人の証言内容の虚偽性

① 作文用紙について

本件作文に付加して改変を加えたわけではなく、新しい用紙に記載したといった趣旨の証言をしている。

職員採用試験の作文用紙を作成・配布している

(発言する者あり)

○議長（吉富 隆君）

町長、静かにしてくださいよ。

○調査特別委員長（井上正宣君）続

佐賀県町村会によれば、作文用紙は

(発言する者あり)

○議長（吉富 隆君）

静かにせんですか、町長。

○調査特別委員長（井上正宣君）続

一次試験の合格者と同数しか配布されていないとのことであり、新しい作文用紙を調達することは困難であり、新しい用紙に記載したとの証言には疑問を呈する。

②平成17年当時の作文の状況

（発言する者あり）

○議長（吉富 隆君）

町長、何を言いよっですか、あんた。（「真相究明になっていますか、これが」と呼ぶ者あり）

○調査特別委員長（井上正宣君）続

中村嘉彦証人は、

○議長（吉富 隆君）

ちょっと委員長、報告ちょっと待ってくださいよ。（「真相究明と言えますか。私言いますよ、これ。真相究明になっていますか、これが。偏っているじゃないですか」と呼ぶ者あり）

委員長、（発言する者あり）

町長、何をあなた言いよっですか。議会のルールを守らなきゃ（「偏っていると言っているんですよ」と呼ぶ者あり）

委員長報告が終わるまで待っとかんね。（「偏っているじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○調査特別委員長（井上正宣君）続

②平成17年当時の作文の状況

中村嘉彦証人は、自分が採用された直後の平成11年4月に本作文を書き換えたと言すが、平成17年当時の町長であった大川紀男証人、助役であった荒木昌史証人、総務課長であった鶴田直輝証人の証言（平成22年4月9日及び5月31日開催の委員会）によれば、平成17年秋ごろの時点で、本件作文には未だ改変が加えられておらず、1行程度の状態であったと言されている。「平成11年に作文を書き換えた」との証言は、第三者的立場にある上記の者らの各証言と矛盾する。

③作文の改変指示

平成11年4月の改変は当時の上司である総務課長、橋本重雄証人の指示により作文を書き換えたと言すが、この点について、橋本重雄証人は指示の存在を明確に否定して

いる。

中村嘉彦証人の証言内容からすれば、当時の総務課長の信用性についても慎重に吟味すべきではあるが、佐賀県町村会から作文用紙の配布状況に照らせば、中村嘉彦証人の証言内容が客観的な事実や第三者的立場からの証言とは矛盾しているように思える。

(3) 結び

①委員会において中村嘉彦証人は、採用試験後に作文を改変したことは認めつつ、その時期、当時の総務課長の指示の有無、改変の態様（書き加えか、別の用紙に新たに書き換えたのか）について虚偽の証言をしている。

このことは地方自治法第100条第7項に定める、地方公共団体の議会の調査権行使に関する偽証罪に該当する。

②電気通信事業法違反の疑いについては、確たる証拠も得られず審査未了とした。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（吉富 隆君）

委員長の報告が終わりました。

これより報告第8号を採決いたします。

本件はただいま委員長の報告のとおりに決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（発言する者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立多数であります。よって、報告第8号は委員長の報告のとおりに決定をされました。

これをもって上峰町職員採用試験及び電気通信法事業等に関する調査を終了いたします。

ただいま委員長から上峰町職員採用試験及び電気通信事業法等の調査において、関係人、中村嘉彦君の証言の中で虚偽の陳述があったことの報告があり、この報告のとおりに決議されました。したがって、虚偽の陳述に対する告発の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、虚偽の陳述に対する告発の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 虚偽の陳述に対する告発の件

○議長（吉富 隆君）

追加日程第1. 虚偽の陳述に対する告発の件を議題といたします。

お諮りをいたします。中村嘉彦君の発言に虚偽の陳述があると認められるので、地方自治

法第100条第9項の規定によって、同君を告発することにしたいと思います。これに賛成の皆さんの起立を求めます。（「冷静になってください」と呼ぶ者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立多数であります。よって、本議会は中村嘉彦君を地方自治法第100条第9項の規定により、告発することに決定をいたしました。（発言する者あり）

日程第4 討論・採決

○議長（吉富 隆君）

日程第4. 討論・採決。

議案第71号 上峰町課設置条例の全部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第76号 上峰町老人保健福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号 上峰町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号 浮立の里米多団地集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

賛成の起立はありません。よって、議案第78号は否決されました。

議案第79号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号 上峰町議会基本条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号 上峰町議会議員政治倫理条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（吉富 隆君）

日程第5. 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定によって、所管事務の閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から報告の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、本件については委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

これをもちまして会議を閉じます。

平成22年第4回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時9分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 吉富 隆

上峰町議会議員 井上正宣

上峰町議会議員 伊東盛雄